

なにかお困りごとは ありませんか？

自分でお金の
管理ができない

悪質商法の
被害が心配



自分で契約や
手続きができない

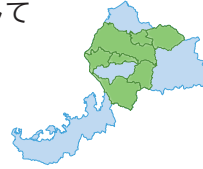
相続や不動産
売却ができない

対象となる方

認知症、知的障がい、精神障がいのため、
日常生活を営むうえで判断能力が十分で
ない方およびそのご家族や支援者等になり
ます。

ふくい嶺北成年後見センターとは

福井市、勝山市、鯖江市、永平寺町、
池田町、南越前町、越前町の7市町が
成年後見制度の利用促進を図るため、
共同で社会福祉法人福井市社会福祉協
議会に委託して設置して
います。



ふくい嶺北成年後見センター

電話 0776-28-3775

FAX 0776-28-3776

mail reihokukouken@fukuic-shakyo.jp

〒910-0018 福井市田原1丁目13-6

フェニックス・プラザ 4F

〔営業時間〕 月曜～金曜 9:00～17:00
(土日祝、12/29～1/3は除く)



れいほく ふくい嶺北

せいねんこうけん

成年後見センター



福井市



鯖江市



池田町



越前町



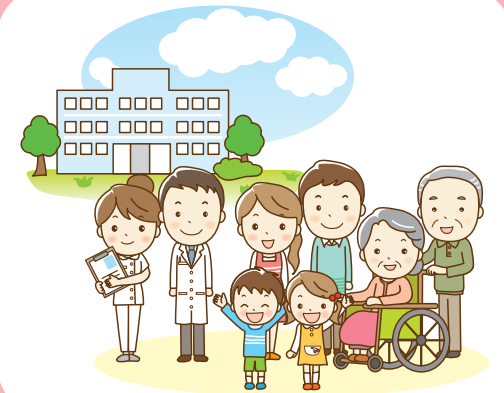
勝山市



永平寺町



南越前町



社会福祉法人 福井市社会福祉協議会

ふくい嶺北成年後見センター

いざというときのために成年後見制度が暮らしを守ります (制度利用の具体例)



① 軽度の認知症でひとり暮らしの母親が悪質商法に騙されて業者と契約してしまいました。



① 息子が保佐人となっていたので、同意していない契約を取り消すことができました。



② すでに成人した娘には、知的障がいがあります。親の私たちが高齢になって世話ができなくなったら、と心配です。

申立ての結果



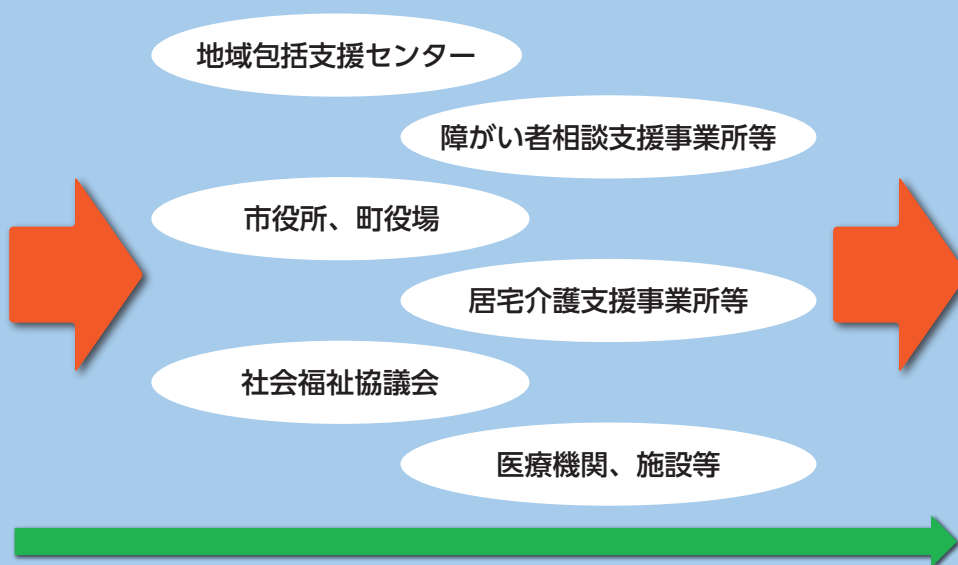
② 成年後見人等には、親族以外にも法律や福祉の専門家、社会福祉協議会等の法人などからも選任することができます。

相談の流れについて

一般的な相談
(一次相談窓口)

専門的な相談
(三次相談窓口)

本人、家族、地域住民等



※成年後見センターに直接連絡もできますが、その場合は行政と連携して支援していきます

ふくい嶺北成年後見センター

業務内容について

1 相談業務 (相談費用は無料です。)

認知症のある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方についての心配ごとについて相談下さい。
個別の具体的な相談は、なるべく面談による相談をお勧めします。

○電話相談

○面談、出張による相談(要予約)

電話、ファックス等で予約して下さい。

※ 事前に相談受付票にて書類の提出をお願いすることがあります。

※ 相談業務の利用については原則一次相談窓口(行政、包括支援センター、委託相談支援事業所、病院、施設等)での相談を行ってから利用となります。

2 利用支援

家庭裁判所への申立てについて書類の書き方などの助言をします。

3 成年後見制度等の普及啓発

成年後見制度について住民に対しての広報、住民又は行政、福祉、医療職等への研修を行います。

4 権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくり

地域連携ネットワークの中核機関として、権利擁護支援につなげるための仕組みを作ります。

一般的な相談 (例)

- ・成年後見制度の概要説明
- ・成年後見制度のしくみ
- ・支援が必要な方の状況の確認
- ・成年後見制度利用の可否や申立て手順などの相談

専門的な相談 (例)

- ・訴訟や遺産分割協議など法的対応が必要
- ・虐待を受けている、又は疑いがあるなど対応が困難
- ・身寄りのない人、家族関係が複雑、家族の同意が得られない
- ・管理する財産が多い、借金が関係している
- ・複数の専門職等関係団体からの支援が必要